

【表紙】

| | |
|----------------|---|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年6月24日 |
| 【会社名】 | 株式会社小松製作所 |
| 【英訳名】 | KOMATSU LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 野路 國夫 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役 木下 憲治 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂二丁目3番6号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、米国1934年証券取引所法Rule13a - 15(f)及び15 - d - 15(f)に定義される財務報告に係る適切な内部統制を構築し、維持する責任を有する。当社は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した内部統制の統合的枠組みで確立された規準に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽表示を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、又は方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴う。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

経営者は平成22年3月31日現在における当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価した。この評価に当たって、経営者は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した内部統制の統合的枠組みで確立された規準を使用した。

当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。

財務報告に係る内部統制には、(1)資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映した記録を維持し、(2)米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、及び、収入と支出が経営者及び取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、並びに(3)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針及び手続が含まれる。

当社は、平成22年3月31日に終了した連結会計年度に、コマツオーストラリアコーポレートファイナンス株式会社を取得した。経営者は、平成22年3月31日現在の当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価から、平成22年3月31日現在及び同日に終了した連結会計年度の当社及び連結子会社の連結財務諸表に含まれるコマツオーストラリアコーポレートファイナンス株式会社の総資産55,059百万円及び売上高7,693百万円に関連した財務報告に係る内部統制を除外している。

3【評価結果に関する事項】

この評価に基づき、経営者は平成22年3月31日現在における当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は、有効であると結論付けた。

独立登録監査人であるあずさ監査法人は、平成22年3月31日現在における当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の有効性について監査報告書を発行している。あずさ監査法人の当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制についての監査もまた、コマツオーストラリアコーポレートファイナンス株式会社に係る内部統制の評価を除外している。

4【付記事項】

当社の経営者は、米国証券取引所法の要請に準拠して財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施した。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下の通りである。

我が国では、企業会計審議会の定めた「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠することが求められるのに対して、当社はトレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した内部統制の統合的枠組みで確立された規準を使用した。

有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを評価の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は評価の対象には含まれていない。

持分法適用関連会社の内部統制については、評価の対象には含まれていない。

5【特記事項】

該当事項なし。